

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

一 欠格要件の厳格化等

- 1 廃棄物処理業又は廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、欠格要件に該当するに至ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長又は都道府県知事に届け出なければならないこととする。 (第七条の二第四項 (第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。) 及び第九条第六項 (第十五条の二の五第三項において準用する場合を含む。) 関係)
- 2 不正の手段により廃棄物処理業又は廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者等について、法に基づく取消処分の対象とすること。 (第七条の四第一項、第九条の二の二第一項、第十四条の三の二第一項 (第十四条の六において準用する場合を含む。) 及び第十五条の三第一項関係)
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する個人について、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可等に係る欠格要件に追加すること。 (第十四条第五項関係)

二 産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直しに関する措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができることとする。 (第八条第一項及び第二十四条の二関係)

三 産業廃棄物管理票制度の強化等

1 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者は、管理票又はその写しを環境省令で定める期間保存しなければならぬこととする。 (第十二条の三第八項及び第九項関係)

2 産業廃棄物の処理を受託した者が、当該処理を終了し、又は最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付等を受けていないにもかかわらず、管理票の写しの送付等をしてはならないことを明確化すること。 (第十二条の四第二項及び第三項関係)

3 都道府県知事は、産業廃棄物管理票制度に係る違反行為に対する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとともに、勧告に従わなかった旨を公表した後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置がとられなかったときは、当該事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。 (第

十二条の六第二項及び第三項関係)

四 補助金制度の見直しに伴う改正

- 1 市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備に対する補助金を廃止すること。(第二十二條関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

五 罰則の強化等

- 1 廃棄物の無確認輸出に係る罪について、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとともに、法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為をした場合における当該法人に対する罰金刑を一億円以下とすること。(第二十五條第一項及び第三十二條関係)

- 2 廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を新設すること。(第二十五條第二項及び第二十七條関係)

- 3 産業廃棄物管理票制度違反に係る罪について、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとする。(第二十九條関係)

4 無許可営業、無許可事業範囲変更等に係る罪について、法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為をした場合における当該法人に対する罰金刑を一億円以下とすること。（第三十二条関係）

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）の一部改正
維持管理積立金制度の対象外となっている平成十年六月以前に埋立処分が開始された最終処分場について、法律の適用除外規定を解除し、当該制度の対象とすること。（附則第三条第六項及び第五条第六項関係）

第三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができることとすること。（第八条及び第十九条関係）

第四 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置を設けること。（附則第二条から第六条まで関係）
- 三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新廃棄物処理法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新廃棄物処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第七条関係）
- 四 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第八条から第十四条まで関係）